

令和5年度 鳥獣保護区等位置図

この図面は、群馬県内の鳥獣保護区、狩猟鳥獣捕獲禁止区域、特定猟具使用禁止区域（銃器）、指定猟法禁止区域を示したものです。
 出猟に際してはこの図面を携帯し、狩猟が禁止されている区域等の確認をしてください。
 区域が明確に判断できないときは、現地に設置されている標識を確認するとともに、地元の狩猟者等にたずねて、誤りのないよう狩猟してください。（別冊の説明書も御参照ください。）

狩猟期間 **令和5年11月15日から令和6年2月15日まで**
※シカ及びイノシシに限り令和6年2月9日まで

狩猟期間が終了しましたら、今猟期の結果を別冊「**狩猟報告**」に記載し、**狩猟者登録証**と併せて、**有効期間満了後30日以内**に、登録手続きをした環境森林事務所、森林事務所又は自然環境課へ送付して下さい。
 ※群馬県では、狩猟鳥獣の生息実態を把握し、適正な保護管理対策を講じるため「**狩猟報告**」による報告をお願いしています。

事務所名	郵便番号	事務所	管轄地域	電話番号
澁川森林事務所	377-0027	澁川市金井395	前橋市、伊勢崎市、澁川市、北群馬郡、佐渡郡	0279-22-2763
西部環境森林事務所	370-0805	高崎市台町4-3	高崎市、安中市	0273-22-4021
藤岡森林事務所	375-0014	藤岡市下妻須124-5	藤岡市、多野郡	0274-22-2253
富岡森林事務所	370-2454	富岡市田島343-1	富岡市、甘家郡	0274-52-1535
吾妻環境森林事務所	377-0424	吾妻郡中之条町大字中之条町664	吾妻郡	0276-75-4511
利根沼田環境森林事務所	378-0031	沼田市沼根町4412	沼田市、利根郡	0278-22-4481
桐生森林事務所	376-0011	桐生市相生町2-331	桐生市、太田市、館林市、みどり市、邑楽郡	0277-52-7373
県庁自然環境課	371-8570	前橋市大手町1-1-1		027-226-2874

群馬県

区域名	面積(㎡)	種別
上信越高原国立公園	104,100	鳥獣保護区
日光国立公園	212,200	鳥獣保護区
日光国立公園	212,200	鳥獣保護区

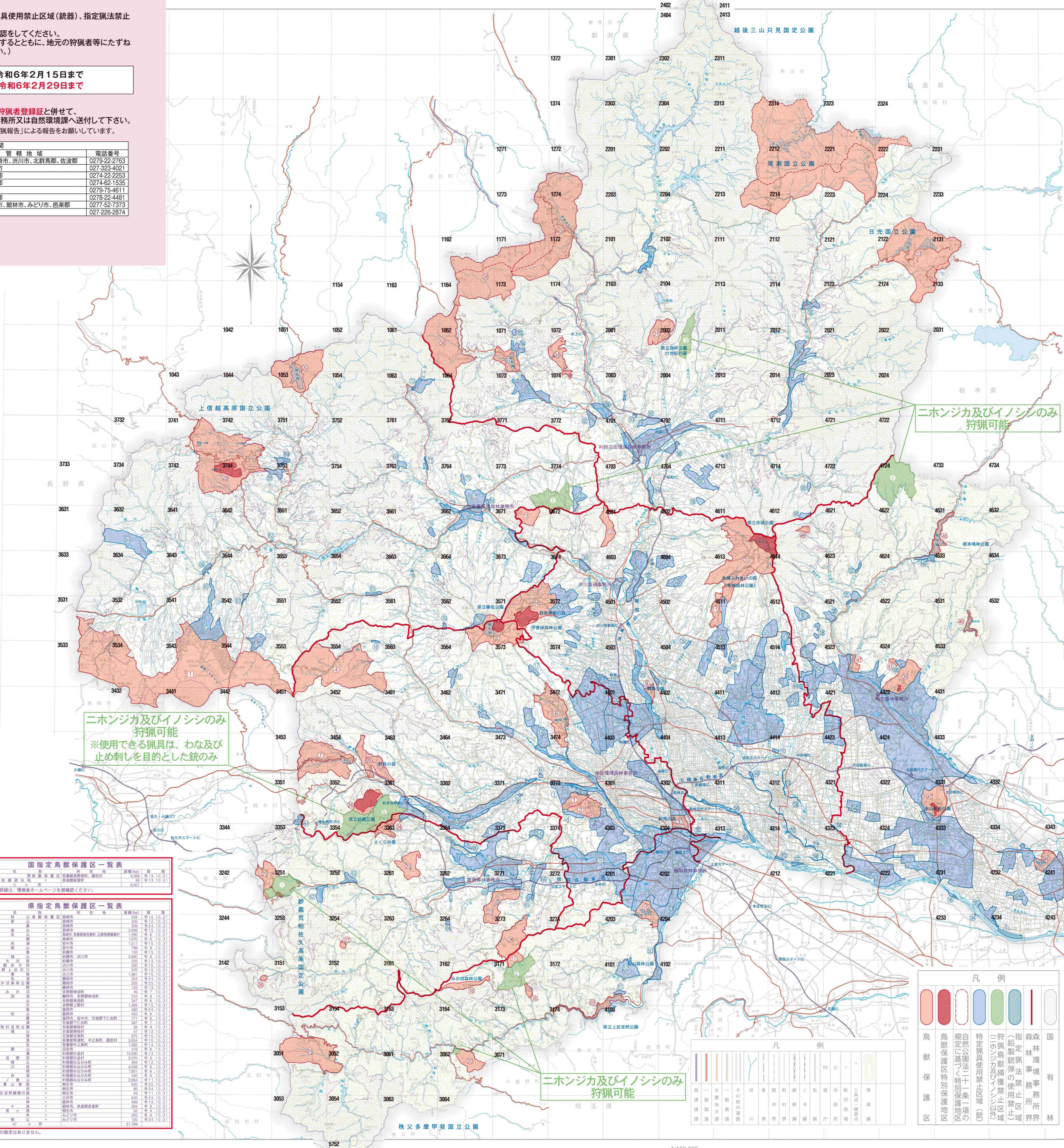
区域名	面積(㎡)	種別
上信越高原国立公園	104,100	鳥獣保護区
日光国立公園	212,200	鳥獣保護区
日光国立公園	212,200	鳥獣保護区

区域名	面積(㎡)	種別
上信越高原国立公園	104,100	鳥獣保護区
日光国立公園	212,200	鳥獣保護区
日光国立公園	212,200	鳥獣保護区

区域名	面積(㎡)	種別
上信越高原国立公園	104,100	鳥獣保護区
日光国立公園	212,200	鳥獣保護区
日光国立公園	212,200	鳥獣保護区

区域名	面積(㎡)	種別
上信越高原国立公園	104,100	鳥獣保護区
日光国立公園	212,200	鳥獣保護区
日光国立公園	212,200	鳥獣保護区

令和5年10月 群馬県



群馬県からのお知らせとお願い

- 狩猟鳥獣の見直しについて
令和4年9月15日からゴイサギ及びバンが狩猟鳥獣から外れました。注意してください。
- シカ及びイノシシの狩猟期間の延長について
シカ及びイノシシの個体数を減らすための施策の一つとして、シカ及びイノシシに限り狩猟期間を令和6年2月9日まで延長しています。
シカ及びイノシシ以外の狩猟鳥獣は、令和6年2月16日からは捕獲できませんのでご注意ください。
- ※シカ及びイノシシによる農林業被害は、近年増加傾向にあり、令和4年度の被害額は前年度に比べてわずかに減少しましたが、未だ被害は多発です。特にシカについては、生息頭数の増加や生息域の拡大などにより、さらなる被害の拡大が懸念されています。（詳細は裏面参照）
農林業被害防止のため、シカ（特にメスジカ）とイノシシの捕獲に御協力ください。
- ガンカモ類の生息調査について
ガンカモ類の生息調査を令和6年1月7日（日）から1月21日（日）までの間のいずれか1日を指定し実施します。
調査期間中のみガンカモ類の狩猟自粛について、御協力をお願いいたします。
- シカ、イノシシ、クマ及びヤマドリ肉の出荷制限について
群馬県内で捕獲されたシカ、イノシシ、クマ及びヤマドリ肉は、原子力災害対策本部長の指示により原則として出荷制限となっています。自家消費については、自己の責任において可能です。
なお、県では、モニタリング調査を実施しており、その結果をとりまとめたものを裏面に掲載しました。
また、個別の結果については、県のホームページに掲載していますので、御参照ください。
※県ホームページのトップページで、「野生鳥獣肉」で検索してください。
- ツキノワグマの飼養について
ツキノワグマは「動物の愛護及び管理に関する法律」の特定動物（危険な動物）に指定されており、令和2年6月1日施行の法改正により、特定動物の飼養は原則禁止となりましたので、子グマを生け捕りにしても飼養することはできません。詳細は以下まで御相談ください。

お問い合わせ先	電話番号	管轄市町村
前橋市保健所	027-220-5777	前橋市
高崎市保健所	027-381-6116	高崎市
群馬県動物愛護センター	0270-75-1718	群馬県内の上記以外

- 裏面に下記事項を掲載しましたので、ご参照ください。
 1. 群馬県における狩猟のルール
 2. 実猟にあたっての留意事項
 3. 群馬県における狩猟の実態
 4. シカ及びイノシシによる農林業被害と捕獲数
 5. 野生鳥獣肉の放射性物質検査結果

●令和5年11月15日から令和6年2月29日までの日の出・日の入時刻(前橋市)

日	令和5年11月		令和5年12月		令和6年1月		令和6年2月	
	日の出	日の入	日の出	日の入	日の出	日の入	日の出	日の入
1日	6:36	16:29	6:55	16:39	6:46	17:09		
2日	6:37	16:29	6:55	16:40	6:45	17:10		
3日	6:38	16:29	6:55	16:40	6:44	17:11		
4日	6:39	16:28	6:56	16:41	6:43	17:12		
5日	6:39	16:28	6:56	16:42	6:42	17:13		
6日	6:40	16:28	6:56	16:43	6:42	17:14		
7日	6:41	16:28	6:56	16:44	6:41	17:15		
8日	6:42	16:28	6:56	16:45	6:40	17:16		
9日	6:43	16:28	6:56	16:46	6:39	17:17		
10日	6:44	16:29	6:56	16:46	6:38	17:19		
11日	6:44	16:29	6:56	16:47	6:37	17:20		
12日	6:45	16:29	6:56	16:48	6:36	17:21		
13日	6:46	16:29	6:56	16:49	6:35	17:22		
14日	6:47	16:29	6:56	16:50	6:34	17:23		
15日	6:20	16:36	6:47	16:30	6:55	16:51	6:33	17:24
16日	6:21	16:35	6:48	16:30	6:54	16:52	6:31	17:25
17日	6:22	16:35	6:49	16:30	6:54	16:53	6:30	17:26
18日	6:23	16:34	6:49	16:31	6:54	16:54	6:29	17:27
19日	6:24	16:33	6:50	16:31	6:53	16:55	6:28	17:28
20日	6:25	16:33	6:50	16:31	6:53	16:56	6:27	17:29
21日	6:26	16:32	6:51	16:32	6:53	16:57	6:26	17:30
22日	6:27	16:32	6:52	16:32	6:52	16:58	6:24	17:31
23日	6:28	16:31	6:52	16:33	6:52	16:59	6:23	17:32
24日	6:29	16:31	6:52	16:33	6:51	17:00	6:22	17:33
25日	6:30	16:31	6:53	16:34	6:50	17:02	6:21	17:34
26日	6:31	16:30	6:53	16:35	6:50	17:03	6:19	17:35
27日	6:32	16:30	6:54	16:35	6:49	17:04	6:18	17:36
28日	6:33	16:30	6:54	16:36	6:49	17:05	6:17	17:37
29日	6:34	16:29	6:54	16:37	6:48	17:06	6:15	17:37
30日	6:35	16:29	6:55	16:37	6:47	17:07		
31日			6:55	16:38	6:46	17:08		

(出典：国立天文台)
 ※令和6年2月16日～2月29日(緑色部分)はシカ及びイノシシのみ狩猟を行います。

鳥獣の捕獲を目的として国有林へ入林する場合は、次の事項にご協力をお願いします。

1. 国有林で狩猟される場合は、事前にその区域の国有林を管轄する森林管理署へ入林届を提出してください。

森林管理署	電話番号及びFAX番号	ホームページアドレス	管轄市町村
利根沼田森林管理署	TEL:0278-24-5535 FAX:0278-24-5562	http://www.rinya.maff.go.jp/kanto/ri_nu_mats/index.html	沼田市・利根郡
吾妻森林管理署	TEL:0279-75-3344 FAX:0279-75-3346	http://www.rinya.maff.go.jp/kanto/gunma/index.html	吾妻郡
群馬森林管理署	TEL:027-210-1203 FAX:027-210-1248	http://www.rinya.maff.go.jp/kanto/gunma/index.html	群馬県内の上記以外
2. 国有林に入林する場合は、「入林届」の写しを車両ごとに入林の見やすいところに掲示してください。また、銃器による野生鳥獣の捕獲を実施する場合は、「注意喚起看板」を車両ごとに入林の見やすい場所に掲示してください。
 3. 国有林内で作業を行っている者及び一般入林者の安全確保のため、国有林内の作業地、登山道、歩道、共用林等及びその周辺については、「立入禁止区域」とし、その場で絶対に区域への立入り及び開発を行わないでください。
 4. 銃器は、その場所が安全であることを十分確認してから実施してください。
 5. 山火事が発生しないよう火気には十分注意してください。

林野庁 関東森林管理局